# 春日井市立東部中学校 部活動活動方針

令和５年度１０月より

・平日は「部活動」、休日は「地域クラブ活動」として活動する。

・「部活動」は東部中学校、「地域クラブ活動」は春日井市教育委員会の責任下で活動する。

・「部活動」は東部中学校職員または部活動指導員、「地域クラブ活動」は春日井市会計年度任用職員が担当する。

（部活動指導員は、春日井市の部活動指導員に係る研修を受講し、春日井市会計年度任用職員としての身分を有する者）

※この活動方針は、「部活動」についての記載となります。休日に活動する「地域クラブ活動」については別で市から示されます。

## １　学校教育目標

(1) 健康で気力にあふれ、向上心に燃える生徒の育成
(2) 正しい判断ができ、責任感の強い生徒の育成
(3) 進んで学習し、創造力に富む生徒の育成
(4) 個性豊かで、思いやりのある生徒の育成
(5) 実践力があり、学校や郷土を愛する生徒の育成

## ２　活動方針について

(1) 集団の一員として、よりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。
（生徒たちが、自律し、自走する部活動をめざす）
(2) 勝利至上主義とならぬよう、顧問は生徒の特性を把握し、適切な部活動運営に努める。
(3) 部活動への参加については生徒個々の判断による自主参加とする。
(4) 部活動の実施にあたっては、生徒及び顧問の過度な負担とならないよう、活動日、活動時間を計画的に設定する。
(5) 必要に応じて部活動指導員を含めた部活動検討委員会等を開催し、部活動指導の在り方を検討する。
(6) 「部活動の地域展開」が、有意義なものとなるように環境づくりや地域クラブ活動との連携に努めるとともに、関係者との検討を進める。

## ３　部活動について

(1) 部活動の設置及び活動場所について

| | 部活動名 | 活動場所 | | 部活動名 | 活動場所 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | バスケットボール | 体育館<br>運動場 | 2 | バレーボール | 体育館<br>運動場 |
| 3 | 剣道 | 武道場 | 4 | サッカー | 運動場 |
| 5 | 軟式野球 | 運動場 | 6 | 卓球 | 体育館<br>運動場 |
| 7 | バドミントン | 体育館<br>運動場 | 8 | ソフトテニス | 運動場 |
| 9 | 柔道 | 武道場 | 10 | 水泳 | プール他 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 11 | 陸上 | 運動場 | 12 | 吹奏楽 | 音楽室 |
| 13 | 美術 | 美術室 | 14 | 学芸 | 教　室 |
| 15 | 家庭科 | 教　室 | | | |

※ バレーボール男子は、東部中が母体となった大会に出場するための地域クラブ活動のチームはない。大会に参加を希望する場合は、他校で実施する地域クラブ活動に参加する。練習に参加することは可能。

(2) 活動時間について

ア　活動時間は、平日は２時間以内、長期休業中は３時間以内とする。ただし、最終下校時刻を厳守する。

イ　最終下校時刻 15 分前までに活動を終了し、最終下校時刻には校門を通過する。

ウ　始業前の朝練習は生徒の健康面、安全面の配慮、家庭の負担軽減のため、行わない。

(3) 休養日について

ア　毎週月曜日を休養日とする。

イ　長期休業中に連続１週間程度の休養期間を設ける。

※ 「地域クラブ活動」で土日に連続して実施した場合は、月曜日以外の平日に１日休養日を設ける。(地域クラブ活動は、原則、土日どちらかの３時間程度以内で実施)

(4) 大会の参加について

「部活動」または「地域クラブ活動」での大会参加は、中体連の夏の大会を含め、１年間で６大会までとする。ただし、勝ち上がりによる上位大会への参加は一つと数える。個人で参加する場合は別とするが、この場合、その責任は各個人が負うものとする。

※ 休日の活動は、「スポーツ振興センター」の対象とならないので留意すること。

※ 休日の「地域クラブ活動」としての活動は、市が加入したスポーツ保険で対応する。

## ４　部活動運営の留意事項

(1) 健康面・安全面への配慮について

ア　<u>活動の前後に健康観察を行い</u>、生徒の体調を考慮して活動させる。

イ　活動中の生徒の様子に気を配り、体調不良や負傷の際は適切に対処する。

ウ　習熟度や男女差、年齢差等を考慮した効果的な練習方法を考え、指導する。

(2) 事故防止及び事故対応について

ア　必ず顧問の指示により活動を行う。

イ　健康観察及び準備運動等を十分に行う。事故・疾病が発生した場合は、応援を依頼し、顧問が適切な処置を行う。

ウ　所定の場所で行い、危険防止のため、廊下（渡り廊下を含む）や階段では行わせない。雨天時は、教室や特別教室、体育館等を使用してもよいが、顧問が責任をもって監督し、安全面に留意する。

(3) 夏季の活動及び夏季休業中の活動時の健康安全への配慮

ア　顧問は暑さ指数（C4th トップページ参照。毎時 25 分ごろ更新）に常に気を配り、生徒の健康状態に合わせ、適切な活動内容を適切な活動場所で行う。ただし、暑さ指数が 31 度を超えたときは活動を休止する。(エアコンで気温調整がされている場合はこの限りではない)

イ　水分補給及び休憩については、当日の暑さや湿度等を十分考慮して適切に指導する。

ウ　緊急対応のため、長期休業中は、複数体制を原則として活動させる。

(4) 体罰・暴言・ハラスメントの根絶に向けて

ア　生徒への指導において、人間性や人格を否定するような発言や行為はしてはならない。

イ　体罰は学校教育法第 11 条において禁止されており、いかなる場合においても行ってはならない。

ウ　SNS 等で部活動の生徒及び保護者と個人的なつながりをもたない。

(5) 部活動費について

ア　活動上必要があれば各部活動ごとに徴収する。

イ　部活動費を徴収した場合、顧問は会計処理を適切に行い、会計報告を行う。

ウ　大会参加費及び移動に係る交通費等、その都度必要な経費については、保護者への連絡を行い、個別に徴収する。ただし、過重な負担とならないよう、十分に留意する。

(6) その他

ア　自分の荷物や部の備品等は丁寧に扱い、整理整頓する。

イ　出張や休暇のために顧問、部活動指導員、他の教職員が担当できない場合は、部活動を休みとし下校させる。

ウ　部活動の延長としての社会体育活動は実施しない。

## ５ 入部・退部・転部について

(1) 入部（体験入部・仮入部）

ア　新入生及び転入生には体験入部及び仮入部期間を定める。

イ　体験入部期間は複数の部活動を体験させる。また、仮入部期間は１つの部活動を３年間続けられるか体験させる。

ウ　その後、入部届を顧問または担任に提出し、本入部とする。

(2) 転部・退部について

ア　転部退部は本人及び保護者から申し出があった場合、顧問と担任で慎重に検討して保護者に報告する。その後、転部する場合は、登録カードを新しい顧問に提出する。

イ　部の改廃を伴う場合の転部・退部は例外とし、本人の意思を尊重し対処する。その後、転部届（入退部届）を部活動担当へ提出する。

## ６　部活動の設置について

(1) 部活動の新規募集停止、廃部について

以下のような場合、新規募集を停止し、部活動の廃部を検討する。

○　部の構成人数が大会参加等の登録人数を大きく下回った場合

○　部員数が少なく、部活動の目的（２活動方針（１））の達成が難しい状況が続いた場合

○　専門的知識や技能を必要とする活動(体操、水泳、陸上、柔道、剣道、吹奏楽等)を指導できる教員または外部指導者がいない場合

○　教員に替わって技術指導等ができる適切な外部指導者が見つからない場合

(2) 個人種目における中体連各大会への参加について

○　体操、水泳、陸上、柔道、剣道等の個人種目については、部、地域クラブ活動の存廃に関係なく中体連の大会等の参加を認める関係で、部としての位置付けは残す。